

議案第 25 号

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）第 17 条により社会教育法が改正され、公民館運営審議会委員の委嘱基準が市町村の条例規定事項となることに伴い、その基準を定めるため、条例の一部を改正するものである。

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する
条例

富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「法第30条第1項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。